

公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則及び県庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 36 号

公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則及び県庁舎管理規則の一部を改正する規則

(公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則の一部改正)

第 1 条 公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則 (昭和 39 年岩手県規則第 41 号) の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第 1 (第 2 条関係)				別表第 1 (第 2 条関係)			
県庁舎の名称及び区分		管 理		県庁舎の名称及び区分		管 理	
		所管する者	分掌する者			所管する者	分掌する者
本庁舎	[略]			本庁舎	[略]		
	議会棟	[略]			議会棟	[略]	
分庁舎		総務部長	管財課総括課長				
警察本部庁舎		[略]		警察本部庁舎		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

(県庁舎管理規則の一部改正)

第 2 条 県庁舎管理規則 (昭和 41 年岩手県規則第 33 号) の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
別表 (第 2 条関係)				別表 (第 2 条関係)					
県庁舎の名称及び区分		出入口	開閉する時刻		県庁舎の名称及び区分		出入口	開閉する時刻	
			月曜日から金曜日まで	県の休日				月曜日から金曜日まで	県の休日
本庁舎	[略]			本庁舎	[略]				
	議会棟	[略]			議会棟	[略]			
分庁舎		東側	午前 8 時開扉 午後 6 時閉扉	全日閉扉					
警察本部庁舎		[略]		警察本部庁舎		[略]			
[略]				[略]					

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。